

本県における高病原性鳥インフルエンザ対策

1 県内での発生に備えた対策

- (1) 愛媛県高病原性鳥インフルエンザ防疫対応マニュアルの制定 (H16.1.15)
本県での発生時における防疫措置の手順を整理
- (2) 県対策本部及び各地方局における現地対策本部の組織体制整備 (H16.3.4 制定)
副知事を本部長とした愛媛県高病原性鳥インフルエンザ対策本部と発生地には地方局長を本部長とした高病原性鳥インフルエンザ現地対策本部を設置するための組織体制を整備
- (3) 初動防疫活動に必要な防疫資材の備蓄
防疫着やマスク、消毒薬など初動防疫活動に必要な関連資材を備蓄
- (4) 防疫マップの作成 (H22.7.2)
口蹄疫対策として整備した防疫マップに養鶏農家、関係施設を追加
- (5) (社)愛媛県建設業協会との防疫活動に係る協力支援協定の締結 (H22.7.8)
口蹄疫だけでなく、家畜伝染病に対策支援協定として締結
- (6) 防疫演習の実施
関係者の危機管理意識の高揚を図るため、毎年、高病原性鳥インフルエンザを想定した防疫演習を開催

2 養鶏場での発生防止対策

- (1) 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の遵守
畜舎消毒、農場への入場制限、異常家畜の早期発見早期通報等
- (2) 野生動物侵入防止対策
 - ア 防鳥ネット設置による野鳥の侵入防止
 - イ 消石灰散布による野生動物、衛生害虫の侵入防止

3 監視体制の強化

- (1) 定期的な養鶏場への立入検査の実施
毎年1回以上、家畜保健衛生所職員(家畜防疫員)が全戸の養鶏場に立入検査を実施
- (2) 緊急立入検査
国内発生等の緊急時には、その都度、養鶏場で異常鶏がないことを確認
- (3) モニタリング検査
本病ウイルスが養鶏場へ侵入していないことを確認するために毎年実施
- (4) 死亡鶏の定期的報告義務
家畜伝染病予防法に基づき、死亡鶏の発生状況について毎月1回報告を義務付け
- (5) 野鳥におけるサーベイランス検査
野鳥によるウイルス侵入を監視するため、自然保護課と連携して死亡野鳥の検査を実施